

秋田市市内企業研究会開催業務委託仕様書

1 目的

就職を希望する大学生等（専門学校、短大、高専等を含む。以下「学生」という。）やその家族に対して、市内企業の事業内容や採用情報を発信する機会を創出し、学生の市内就職促進により市内企業の人材確保を図るもの

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3 業務内容

(1) 市内企業研究会の開催

ア 対象者

就職を希望する学生とその家族

イ 参加企業

新規学卒者の採用を積極的に行っている市内企業（誘致企業を含む）とし、募集や選定の方法は市と協議の上、決定すること。

ウ 内容

学生の市内就職促進につながるものとし、より多くの参加者を募るために、市内の大学や専門学校等の就職担当者と連携の上、実施すること。学生等や企業への事前フォロー（学生等への情報提供や企業向けセミナー等）や事後フォロー（学生等への個別面談やインターンシップ等）を実施すること。

エ 方法

貸し会議室や学校構内での会場参集形式又はオンライン形式のイベントとして合計4回以上開催すること。なお、1回当たりの開催時間は原則90分程度とするが、学校との連携による開催に当たっては相手方および市と協議の上、決定すること。

(2) 専用ウェブサイトの開設、運営および管理

ア 対象者

就職を希望する学生とその家族

イ 参加企業

新規学卒者の採用を積極的に行っている市内企業（誘致企業を含む）とし、募集方法は市と協議の上、決定すること。

ウ 内容

市内企業の事業内容や採用情報を掲載するほか、参加企業から会社説明動画の提供を受け、配信すること。

エ 方法

専用ウェブサイト令和7年8月末までに開設し、参加企業の募集および受付は令和7年12月末まで随時行うこと。

(3) (1)および(2)の共通業務

上記(1)および(2)の実施に係る次の業務も本委託業務に含むものとする。なお、その他の業務が発生する場合は、市と受託者において協議の上、決定する。

ア 企画

- (ア) イベントやウェブサイトの企画・立案（タイトルを含む）
- (イ) 開催計画書の作成
- (ウ) スタッフ等の選定・依頼
- (エ) 学校の就職担当者との連絡調整

イ 広報

- (ア) 広報チラシのデザイン、印刷および発送
- (イ) チラシおよびSNS等を活用した事業広報の実施（市内大学等の就職担当と連携すること。また、特定の学生等が重複して参加するなど、偏りがないようにすること。）

ウ 事前準備

- (ア) 開催に必要な会場や機材等の手配
- (イ) 当日の進行台本の作成
- (ウ) 申込状況の報告
- (エ) その他、実施に係る必要な準備

エ 当日実施

- (ア) 会場設営、資料配付
- (イ) 運営、司会進行
- (ウ) その他、実施に係る必要な業務

オ 参加者管理

- (ア) 参加者募集に関する申込み受付、問い合わせ対応
- (イ) 参加者および企業への申込確認（開催前日までにメール等にて行うこと）
当日の受付、出欠・受講状況や就職活動状況の確認（任意様式で受講者別の管理票を作成すること）
当日の受付、出欠の確認
- (ウ) その他、参加者との連絡調整

(4) アンケートの実施

開催後、参加者へのアンケートを実施するため調査票を作成し、調査結果の集計・分析等を行う。実施の頻度は、各開催が終了した都度（原則、後日回収）とし、回収率100%を目指して電話催促等を行うものとする。

アンケートの内容は、次の設問を基に本事業の効果を探る設問とすること。

ア 参加学生等へのアンケート

- (ア) 属性（学校名、学部、学年、性別、希望する業種）
- (イ) 参加目的および本事業へ期待すること
- (ウ) 市内企業に就職することへの意識の変化や気づき
- (エ) 自由筆記欄

イ 参加企業へのアンケート

- (ア) 参加目的および本事業へ期待すること
- (イ) 求める人材
- (ウ) 人材の確保に向け、新たに取り組む採用手法等
- (エ) 自由筆記欄

(5) 業務完了報告

業務が完了したときは、業務完了報告書（開催報告、アンケート結果の集計および分析、当日の配布資料、開催状況の写真、参加者リスト、参加学生等をより多く集めるために取り組んだこと、開催後のマッチングの動機付けの実施状況等により構成する）を提出すること。

(6) 自由提案（任意）

その他、学生の市内就職促進につながる効果的な方法について、予算額の範囲内で自由に提案すること。

4 個人情報の取扱

- (1) 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 契約の履行に係る個人情報等の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、受託者はこれを遵守しなければならない。
- (3) (1)および(2)の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託について

ア 受託者は、業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により市の承認を受けること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の

注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

6 その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。